

ハイライト:

- ・令和3年に予定されている労務関係の改正事項について取り上げます。
- ・国税の電子納税について取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
令和3年に予定されている 労務関係の改正事項につ いて	1
国税の電子納税について	2

年末のせわしなさを感じる時期となりましたが、依然としてコロナウイルスが猛威を振っています。寒さも日々増していますので、体調管理にはお気をつけください。今号は、労務関係の改正事項と電子納税について取上げます。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和3年に予定されている労務関係の改正事項について

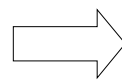
毎年度何らかの労務関係の改正が行われていますが、令和3年度も次の事項の改正が予定されています。

子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、令和3年1月1日より時間単位で取得できるようになります。就業規則の改定が必要かご確認ください。

改正前

・半日単位での取得が可能
・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得不可



改正後

・時間単位での取得が可能
・全ての労働者が取得可能

障害者の法定雇用率の引き上げ(令和3年3月1日から)

令和3年3月1日から民間企業における障害者の法定雇用率が2.3%(現行2.2%)へと引き上げられることに伴い、障害者の雇用義務対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上雇用する企業へと広がります。43.5人以上雇用する事業主は毎年6月1日時点での障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

改正高年齢者雇用安定法の施行(令和3年4月から)

従来65才までの雇用確保等が義務づけられていますが、これに加え70才までの就業確保に対し努力義務が課されます。

改正前

- ・65歳までの定年引き上げ
- ・65歳までの継続雇用制度を導入
- ・定年制を廃止する



改正後 左記に加えての努力義務

- ・70歳までの定年引き上げ
- ・70歳までの継続雇用制度を導入
- ・定年制の廃止
- ・70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・70才まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業

中小企業でのパートタイム・有期雇用労働法の施行(令和3年4月1日より)

すでに大企業では令和2年4月1日から施行が開始されていますが、いよいよ中小企業においても、非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)について
・不合理な待遇差の禁止、・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、・行政による事業主への助言指導等や裁判外紛争解決手続の整備、が主な改正事項として施行開始となります。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

国税の電子納税について

現在、国の各種税金を税務署や金融機関の窓口で納税している法人が多いかと思います。電子納税は、会社等からインターネットを経由して電子的に行う手続きです。従来のように、金融機関へ行く手間や受付時間などの制約がなくなるというメリットがあります。

電子納税は、ダイレクト納付、インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付は、あらかじめ税務署に利用届出書の提出が必要です。利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。

今号では、e-Taxソフト(WEB版)を利用した源泉所得税の電子納税の方法を取り上げます。e-Tax(WEB版)のURLは、下記となります。

https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SE00S010SCR.do

ダウンロード後、はじめて利用する場合には、e-Taxの開始届出を送信後、利用者識別番号と暗証番号が発行されます。取得した利用者識別番号及び暗証番号でログインします。

弊事務所で電子申告を行っている法人は利用届出は済んでいますので、ご希望の場合、利用者識別番号と暗証番号をお知らせします。利用開始する前に、お問い合わせ下さい。

1. 徴収高計算書データを作成・送信します。(納付税額が0円の場合でも送信することができます。)

2. 納付方法の選択

ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐ納付される方」又は、「納付日を指定される方」を選択

インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「納付区分番号はこちら」を選択し、「インターネットバンキング」が表示された後は、画面の指示に従い手続きします。

納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行った場合は、延滞税や不納付加算税等を負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

https://dl.e-tax.nta.go.jp/web_help/guideTop.htm (e-TaxソフトWEB版)のご利用ガイドURL)



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

nakamur-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp